

## 財団法人横浜市芸術文化振興財団の公益認定について

### 1 公益認定の申請に係る審査状況について

財団法人横浜市芸術文化振興財団（理事長 澄川喜一）は、公益法人制度改革関連3法（平成20年12月1日施行）に基づき、平成20年12月12日付で公益認定申請を神奈川県知事に対して行いました。

今後、「神奈川県公益認定等審議会」からの答申結果を受けて、神奈川県知事から認定の可否について通知される予定です。

### 2 公益法人制度改革に伴う指定管理者の扱いについて

公益法人制度改革により指定管理者が新たな法人に移行する場合の本市の取り扱いは次のとおりです。

- ・法人としての同一性が保持されている場合 → 再度の指定は不要
- ・法人としての同一性が保持されていない場合 → 再度の指定は必要

### 3 財団法人横浜市芸術文化振興財団が公益認定された場合の指定管理施設の管理運営について

財団法人横浜市芸術文化振興財団は、公益財団法人への移行後も法人としての同一性が保持されております。

〈理由〉

- (1) 目的又は事業内容が、移行前の法人と大きく異なること。
- (2) 収益事業・公益事業の比率の大規模な変動がないこと。
- (3) 他の団体との合併が同時に行われないこと。

したがって、再指定の手続を行わずに、引き続き、同財団が現在指定管理者となっている施設の管理運営を行います。

#### 【財団法人横浜市芸術文化振興財団が指定管理者となっている施設】

##### (1) 単独で指定管理者となっている施設

- ・横浜能楽堂（横浜市能楽堂条例）
- ・横浜市民ギャラリー（横浜市市民ギャラリー条例）
- ・横浜市民ギャラリーあざみ野（同）
- ・横浜市磯子区民文化センター（横浜市区民文化センター条例）

##### (2) 共同事業体の代表構成団体となっている施設

- ・横浜美術館（横浜美術館条例）
- ・横浜みなとみらいホール（横浜みなとみらいホール条例）
- ・横浜にぎわい座（横浜市芸能センター条例）
- ・横浜市旭区民文化センター（横浜市区民文化センター条例）

##### (3) 共同事業体の構成団体の一つとなっている施設

- ・横浜市市民文化会館関内ホール（横浜市市民文化会館条例）

## 参考

### 公益財団法人移行後の横浜市芸術文化振興財団の概要

#### (1) 定款第3条：目的（資料1）

本市とともに「文化芸術創造都市・横浜」の形成を目指す公益団体としての方向性を明確化しました。

#### (2) 定款第4条：公益目的事業（資料1）

芸術文化施策の方向性や財団の「目的」を考慮のうえ整理し、再分類いたしました。また、公益認定に必要であるため公益目的事業と収益目的事業に区分しました。

#### (3) 役員構成及び役割、責任等（資料2）（資料3）

公益法人への移行に伴い、法の規定するところにより次のように変更しました。

理事、評議員については、人数を絞り込むと同時に、固有職員の理事への登用などにより、執行体制を強化し、より責任体制を明確にするよう、制度改革の趣旨を踏まえた選任を行いました。

#### 【理事会・評議員会の対比表】

		定款	寄附行為
理事会	役割	法人の業務を執行する 「業務執行機関」	寄附行為の変更、予決算の承認を行う 「理事の意思統一の場」
	人数	7名以上15名以内	16人以上20人以内
評議員会	役割	理事の選解任、定款の変更、 予決算の承認を行う 「意思決定機関」	理事の選解任、予決算等の重要事項の諮問を受ける 「諮問機関」
	人数	5名以上10名以内	25人以上30人以内

#### (4) 収益事業・公益事業の比率

「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第15条」によると、公益社団・財団法人への移行には認定の基準として、公益目的事業事業比率は50/100以上が必要ですが、移行後においても約88%を見込んでおり、移行の前後において特段の変更はありません。

<p>公益財団法人横浜市芸術文化振興財団 定 款(案)</p> <p><b>第1章 総 則</b></p> <p>(名称) 第1条 この法人は、公益財団法人横浜市芸術文化振興財団という。</p> <p>(事務所) 第2条 この法人は、主たる事務所を神奈川県横浜市に置く。</p> <p>(目的) 第3条 この法人は、芸術文化を総合的に振興することにより、横浜独自の魅力ある都市創造のための社会基盤の整備を推進し、もって創造性豊かで潤いと活力に満ちた市民生活の実現に寄与することを目的とする。</p> <p>(公益目的事業) 第4条 この法人は、前条の公益目的を達成するために、次の事業を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 芸術文化の創造及び発信</li> <li>(2) 芸術文化活動の支援、協働及び創造性を育む機会の提供</li> <li>(3) 芸術文化振興のための助成</li> <li>(4) 芸術文化活動拠点の開発及び運営</li> <li>(5) 芸術文化資源の収集、保存及び活用</li> <li>(6) 芸術文化に関する情報の収集及び提供</li> <li>(7) 芸術文化振興に関する調査研究及び政策提言</li> <li>(8) 芸術文化振興のための国内外との交流</li> </ul>	<p>財団法人 横浜市芸術文化振興財団寄附行為</p> <p><b>第1章 総 則</b></p> <p>(名称) 第1条 この法人は、財団法人横浜市芸術文化振興財団という。</p> <p>(事務所) 第2条 この法人は、事務所を神奈川県横浜市西区みなとみらい三丁目4番1号に置く。</p> <p>(目的) 第3条 この法人は、美術、音楽、演劇等の芸術文化活動を総合的に振興することにより、開港以来培われてきた豊かな文化的伝統の維持と横浜市独自の芸術文化の推進を図り、もってゆとりと生きがいに満ちた市民生活の実現と国際文化都市・横浜の進展に寄与することを目的とする。</p> <p>(事業) 第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 芸術文化事業の企画及び実施</li> <li>(2) 芸術文化活動の奨励及び育成</li> <li>(3) 芸術文化情報の収集及び提供</li> <li>(4) 芸術文化に関する調査及び研究</li> <li>(5) 芸術文化施設の管理及び運営の受託</li> <li>(6) 売店及び駐車場の経営</li> <li>(7) その他この法人の目的を達成するため必要な事業</li> </ul>
--	--

注) 神奈川県知事宛に提出した移行認定申請書に添付した内容

<p>(9) その他芸術文化振興を推進するための事業</p> <p>2 前項の事業については、神奈川県において行うものとする。</p>	
<p>(収益目的事業)</p> <p>第5条 この法人は、その公益目的事業の推進に資するため、次の収益目的事業を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 売店及び駐車場の経営</li> <li>(2) その他公益目的事業の推進に資する事業</li> </ul>	
<p>第2章 資産及び会計</p> <p>(基本財産)</p> <p>第6条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表に掲げる財産は、この法人の基本財産とする。</p> <p>2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。</p>	<p>第2章 資産、事業計画等 (資産の構成)</p> <p>第5条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 設立当初の財産目録に記載された財産</li> <li>(2) 資産から生ずる収入</li> <li>(3) 事業に伴う収入</li> <li>(4) 寄附金品</li> <li>(5) その他の収入</li> </ul>
<p>(事業年度)</p> <p>第7条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。</p>	<p>(資産の種別)</p> <p>第6条 資産は、基本財産及び運用財産の2種とする。</p> <p>2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。</p>
<p>(事業計画及び収支予算)</p> <p>第8条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更しようとする場合も、</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産</li> <li>(2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産</li> <li>(3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産</li> </ul> <p>3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。</p> <p>(資産の管理)</p> <p>第7条 資産は、理事長が管理し、その方法</p>

注) 神奈川県知事宛に提出した移行認定申請書に添付した内容

<p>同様とする。</p> <p>2 前項の書類については、毎事業年度の開始日の前日までに神奈川県知事に提出しなければならない。</p> <p>(事業報告及び決算)</p> <p>第9条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、承認を受けなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 事業報告</li> <li>(2) 事業報告の附属明細書</li> <li>(3) 収支計算書</li> <li>(4) 正味財産増減計算書</li> <li>(5) 貸借対照表</li> <li>(6) 正味財産増減計算書及び貸借対照表の附属明細書</li> <li>(7) 財産目録</li> <li>(8) キャッシュフロー計算書</li> </ul> <p>2 前項各号に掲げる書類は、毎事業年度の終結後3か月以内に神奈川県知事に提出しなければならない。</p> <p>(公益目的取得財産残額の算定)</p> <p>第10条 代表理事は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、第42条第1項第10号の書類に記載するものとする。</p>	<p>は、理事長が理事会の議決を経て定める。</p> <p>2 基本財産のうち、現金は、郵便官署若しくは確実な金融機関に預け入れ、信託会社に信託し、又は国債、公債その他確実な有価証券に替えて保管しなければならない。</p> <p>(基本財産の処分の制限)</p> <p>第8条 基本財産は、譲渡、交換、運用財産への繰り入れその他の処分をし、又は担保に供することができない。ただし、この法人の事業執行上やむを得ない理由があるときは、理事会において、理事現在数の4分の3以上の同意を得、かつ、神奈川県知事及び神奈川県教育委員会（以下「主務官庁」という。）の承認を得て、その一部に限り処分し、又は担保に供することができる。</p> <p>(経費の支弁)</p> <p>第9条 この法人の経費は、運用財産をもって支弁する。</p> <p>(事業年度)</p> <p>第10条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。</p> <p>(事業計画及び収支予算)</p> <p>第11条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、その年度開始前までに理事会の承認を得なければならぬ。これらを変更しようとする場合も同様とする。</p> <p>(事業報告及び収支決算)</p> <p>第12条 この法人の事業報告及び収支決算は、毎事業年度ごとに理事長が事業概要報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、</p>
---	---

注) 神奈川県知事宛に提出した移行認定申請書に添付した内容

	<p>監事の監査を経て、その年度終了後 3箇月以内に理事会の承認を得なければならぬ。</p> <p>(長期借入金)</p> <p>第 13 条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において理事現在数の 3 分の 2 以上の同意を得、かつ、主務官庁の承認を受けなければならない。</p>												
	<p>(新たな義務の負担等)</p> <p>第 14 条 収支予算で定めるものを除き、この法人が新たな義務の負担、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会において理事現在数の 3 分の 2 以上の同意を得なければならない。</p>												
<p>第 3 章 評議員 (定数)</p> <p>第 11 条 この法人に、評議員 5 名以上 10 名以内を置く。</p> <p>(評議員の選任及び解任)</p> <p>第 12 条 評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会において行う。</p> <p>2 評議員選定委員会は、評議員 1 名、監事 1 名、次項の定めにより選任された外部委員 3 名の合計 5 名で構成する。</p> <p>3 評議員選定委員会の外部委員は、次のいずれにも該当しない者を理事会において選任する。</p> <p>(1) この法人又は関連団体（主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。以下同じ。）の業務を執行する者又</p>	<p>第 3 章 役 員 等 (役員)</p> <p>第 15 条 この法人には、次の役員を置く。</p> <table> <tr> <td>(1) 理事長</td> <td>1 人</td> </tr> <tr> <td>(2) 副理事長</td> <td>2 人</td> </tr> <tr> <td>(3) 専務理事</td> <td>1 人</td> </tr> <tr> <td>(4) 常務理事</td> <td>3 人</td> </tr> <tr> <td>(5) 理事(理事長、副理事長、専務理事及び常務理事を含む。)</td> <td>16 人以上 20 人以内</td> </tr> <tr> <td>(6) 監 事</td> <td>2 人</td> </tr> </table> <p>(役員の選任)</p> <p>第 16 条 理事及び監事は、評議員会において選任する。</p> <p>2 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は、理事の互選により定める。</p> <p>3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。</p>	(1) 理事長	1 人	(2) 副理事長	2 人	(3) 専務理事	1 人	(4) 常務理事	3 人	(5) 理事(理事長、副理事長、専務理事及び常務理事を含む。)	16 人以上 20 人以内	(6) 監 事	2 人
(1) 理事長	1 人												
(2) 副理事長	2 人												
(3) 専務理事	1 人												
(4) 常務理事	3 人												
(5) 理事(理事長、副理事長、専務理事及び常務理事を含む。)	16 人以上 20 人以内												
(6) 監 事	2 人												

注) 神奈川県知事宛に提出した移行認定申請書に添付した内容

<p>は使用者</p> <p>(2) 過去に前号に規定する者となったことがある者</p>	<p>(役員の職務)</p> <p>第 17 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。</p>
<p>(3) 第 1 号又は第 2 号に該当する者の配偶者、3 親等内の親族、使用者（過去に使用者となった者も含む。）</p>	<p>2 副理事長は、理事長を補佐してこの法人の業務を掌理し、理事長が理事会の議決を経て定めた順序により、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。</p>
<p>4 評議員選定委員会に提出する評議員候補者は、理事会又は評議員会がそれぞれ推薦することができる。評議員選定委員会の運営についての細則は、理事会において定める。</p>	<p>3 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、この法人の常務を掌理する。</p>
<p>5 評議員選定委員会に評議員候補者を推薦する場合は、次の事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。</p>	<p>4 常務理事は、理事長及び副理事長及び専務理事を補佐し、理事長が指定したこの法人の特定業務を掌理する。</p>
<p>(1) 当該候補者の経歴 (2) 当該候補者を候補者とした理由 (3) 当該候補者とこの法人及び役員等（理事、監事及び評議員）との関係 (4) 当該候補者の兼職状況</p> <p>6 評議員選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の 1 名以上が出席し、かつ、外部委員の 1 名以上が賛成することを要する。</p>	<p>5 理事は、理事会を組織して、この法人の業務を議決し執行する。</p>
<p>(任期)</p> <p>第 13 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結のときまでとする。</p>	<p>(監事の職務)</p> <p>第 18 条 監事は、この法人の業務及び財産に關し、次の各号に規定する職務を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 法人の財産の状況を監査すること。</li> <li>(2) 理事の業務執行の状況を監査すること。</li> <li>(3) 財産の状況又は業務の執行について不整の事実を発見したときは、これを主務官庁、理事会及び評議員会に報告すること。</li> <li>(4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会及び評議員会を招集すること。</li> </ul>
<p>2 評議員は、第 11 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務</p>	<p>(役員の任期)</p> <p>第 19 条 この法人の役員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>2 挿入により選任された役員の任期は前任者の残任期間とし、増員により選任された役員の任期は現任者の残任期間とする。</li> <li>3 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、</li> </ul>

注) 神奈川県知事宛に提出した移行認定申請書に添付した内容

<p>を有する。</p> <p>3 評議員を新たに選任したときは2週間以内に登記し、遅滞なくその旨を神奈川県知事に届け出なければならない。</p> <p>(評議員に対する報酬等)</p> <p>第14条 評議員に対して、各年度の総額が600,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給する。</p>	<p>その職務を行わなければならない。</p> <p>(役員の解任)</p> <p>第20条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会において評議員現在数の4分の3以上の同意により、これを解任することができる。</p> <p>(1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき。</p> <p>(2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があったと認められるとき。</p> <p>2 前項の規定により役員を解任しようとするときは、解任の議決を行う評議員会において、その役員に弁明の機会を与えなければならない。</p> <p>(役員の報酬)</p> <p>第21条 役員は、有給とすることができます。</p> <p>2 役員の報酬は、理事会の議決を経て理事長が定める。</p> <p>(名誉理事)</p> <p>第21条の2 この法人に名誉理事を置くことができる。</p> <p>2 名誉理事は、理事会において選任する。</p> <p>3 名誉理事は、財団の運営に関する必要かつ適切な助言を行うものとする。</p>
<p>第4章 評議員会</p> <p>(構成及び権限)</p> <p>第15条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。</p> <p>2 評議員会は、次の事項について決議する。</p> <p>(1) 理事及び監事の選任及び解任</p> <p>(2) 理事及び監事の報酬等の額</p>	<p>第4章 理事会</p> <p>(理事会の構成及び権能)</p> <p>第22条 理事会は、理事をもって構成する。</p> <p>2 理事会は、この寄附行為に定めるものほか、この法人の運営に関する重要事項について議決する。</p> <p>(理事会の開催)</p>

注) 神奈川県知事宛に提出した移行認定申請書に添付した内容

<p>(3) 評議員に対する報酬等の支給の基準</p> <p>(4) 各事業年度事業計画及び収支予算の承認</p> <p>(5) 各事業年度事業報告、収支計算書、正味財産増減計算書及び貸借対照表並びにこれらの附属明細書の承認</p> <p>(6) 定款の変更</p> <p>(7) 残余財産の処分</p> <p>(8) 基本財産の処分又は除外の承認</p> <p>(9) 長期借入金並びに重要な財産の処分又は譲受</p> <p>(10) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は公益目的事業の全部の廃止</p> <p>(11) 理事会において評議員会に付議した事項</p> <p>(12) 前各号に定めるもののほか、評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項</p>	<p><b>第23条</b> 理事会は、理事長が必要と認めたとき、又は理事現在数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったときを開催する。</p> <p>(理事会の招集)</p> <p><b>第24条</b> 理事会は、理事長が招集する。</p> <p>2 理事会を招集するには、理事に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の5日前までに文書をもって通知しなければならない。</p>
<p>3 前項にかかわらず、個々の評議員会においては、第30条第2項第5号に掲げる評議員会の目的である事項があるときは、その事項以外は決議することができない。ただし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）第191条第1項又は第2項に規定する者の選任については、この限りではない。</p>	<p>(理事会の定足数及び議決)</p> <p><b>第26条</b> 理事会は、理事現在数の3分の2以上の者が出席しなければ、その議事を開き議決することができない。</p> <p>2 理事会の議事は、この寄附行為に別に定めるもののほか、出席した理事の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p>
<p>(開催)</p> <p><b>第16条</b> 評議員会は、定期評議員会として、毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。</p>	<p>(理事会における書面表決)</p> <p><b>第27条</b> やむを得ない理由のため、理事会に出席することができない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。この場合において前条の規定の適用については、出席した理事とみなす。</p>
<p>(招集)</p> <p><b>第17条</b> 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、</p>	<p>(理事会の議事録)</p> <p><b>第28条</b> 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。</p>

注) 神奈川県知事宛に提出した移行認定申請書に添付した内容

<p>代表理事が招集する。</p> <p>2 評議員は、代表理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。</p> <p>3 評議員会を招集する場合には、代表理事は、評議員会の開催日の5日前までに、評議員に対して書面をもって、通知しなければならない。</p> <p>4 代表理事は、前項の書面による通知の发出に代えて、法令で定めるところにより、評議員の承諾を得て、電磁的方法により通知を発することができる。この場合において、当該代表理事は、同項の書面による通知を発したものとみなす。</p> <p>5 第3項の規定にかかわらず、評議員会は、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、開催することができる。</p>	<p>(1) 理事会の日時及び場所  (2) 理事の現在数  (3) 出席した理事の氏名（書面表決者の場合にあっては、その旨を付記すること。）  (4) 議決事項  (5) 議事の経過の概要及びその結果  (6) 議事録署名人の選任に関する事項</p> <p>2 議事録には、議長のほか、出席した理事のうちからその理事会において選任された議事録署名人の2人以上が署名押印しなければならない。</p>
<p>(議長)</p> <p>第18条 評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員のうちから選出する。</p> <p>(決議)</p> <p>第19条 評議員会の決議は、議決について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、議決について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行われなければならない。</p> <p>(1) 監事の解任  (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準</p>	

注) 神奈川県知事宛に提出した移行認定申請書に添付した内容

- (3) 定款の変更
  - (4) 基本財産の処分又は除外の承認
  - (5) 長期借入金並びに重要な財産の処分  
又は譲受
  - (6) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を議決する  
に際しては、候補者毎に第1項の議決を行  
わなければならない。理事又は監事の候補  
者の合計数が第22条に定める定数を上回  
る場合には、過半数の賛成を得た候補者  
中から得票数の多い順に定数の枠に達する  
までの者を選任することとする。

(決議及び報告の省略)

第20条 理事が評議員の決議の目的である  
事項について提案した場合において、その  
提案について議決に加わることのできる評  
議員の全員が書面又は電磁的記録により同  
意の意思表示をしたときは、その提案を可  
決する旨の評議員会の決議があったものと  
みなす。

2 理事が評議員の全員に対して評議員会に  
報告すべき事項を通知した場合において、  
その事項を評議員会に報告することを要し  
ないことについて、評議員の全員が書面又  
は電磁的記録により同意の意思表示をした  
ときは、その事項の評議員会へ報告があつ  
たものとみなす。

3 前2項に定めるもののほか、評議員会の  
決議及び報告の省略に関する事項は法令の  
定めるところによる。

(議事録)

第21条 評議員会の議事については、法令  
で定めるところにより議事録を作成しなけ

注) 神奈川県知事宛に提出した移行認定申請書に添付した内容

<p>ればならない。</p> <p>2 議事録には、議長のほか、出席した評議員のうちからその評議員会において選任された議事録署名人の1人以上が記名押印しなければならない。</p>	
<p><b>第5章 役員</b> (種類及び定数)</p>	<p><b>第5章 評議員及び評議員会</b> (評議員)</p>
<p>第22条 この法人に、次の役員を置く。</p> <p>(1) 理事 7名以上15名以内 (2) 監事 2名以内</p> <p>2 理事のうち2名を代表理事とする。</p> <p>3 代表理事以外の理事のうち、2名以上を業務執行理事とする。</p> <p>4 代表理事のうち1名を理事長、他の1名を専務理事とする。</p>	<p>第29条 この法人に、評議員を置く。</p> <p>2 評議員は、理事会において選任し、その数は25人以上30人以内とする。</p> <p>3 評議員は、理事又は監事を兼ねることはできない。</p> <p>4 第19条及び第20条の規定は、評議員の任期又は解任について準用する。この場合において、これらの規定中「役員」とあるのは「評議員」と、第20条中「評議員会」とあるのは「理事会」と、「評議員現在数」とあるのは「理事現在数」と読み替えるものとする。</p>
<p>(選任等)</p> <p>第23条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。</p>	<p>(評議員会の構成)</p>
<p>2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。</p> <p>3 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。</p>	<p>第30条 評議員会は、評議員をもって構成する。</p>
<p>(理事の職務及び権限)</p> <p>第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、職務を執行する。</p>	<p>2 評議員会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、この法人の業務の執行に関する重要な事項につき理事長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議することができる。</p>
<p>2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。</p> <p>3 業務執行理事は、理事会が別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。</p>	<p>(評議員会の開催)</p> <p>第31条 評議員会は、理事長が必要と認めたとき、又は評議員現在数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。</p> <p>(評議員会の招集)</p>

注) 神奈川県知事宛に提出した移行認定申請書に添付した内容

<p>4 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度において、3か月に1回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。</p>	<p>(監事の職務及び権限)</p>	<p>第32条 評議員会は、理事長が招集する。2 評議員会を招集するには、評議員に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の5日前までに文書をもって通知しなければならない。</p>
<p>第25条 監事は、この法人に関し、次の各号に規定する職務を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること</li> <li>(2) 理事会に出席し、意見を述べること</li> <li>(3) 必要があると認めるときは評議員会に出席し、意見を述べること</li> <li>(4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は、法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告すること</li> <li>(5) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること</li> </ul> <p>2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。</p>	<p>(評議員会の議長)</p> <p>第33条 評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員のうちから選任する。</p> <p>(評議員会の定足数等)</p> <p>第34条 評議員会は、評議員現在数の3分の2以上の者が出席しなければ、その議事を開き、議決することができない。</p> <p>2 評議員会の議事は、この寄附行為に定めるもののほか、出席した評議員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。</p> <p>3 第27条及び第28条の規定は、評議員会の書面表決及び議事録について準用する。この場合において、これらの規定中「理事会」とあるのは「評議員会」と、「理事」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。</p>
<p>(役員の任期)</p>	<p>第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結のときまでとする。</p> <p>2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結のときまでとする。</p> <p>3 理事又は監事は、第22条に定める定数</p>	

注) 神奈川県知事宛に提出した移行認定申請書に添付した内容

<p>に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。</p>	
<p>4 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、遅滞なくその旨を神奈川県知事に届け出なければならない。</p>	
<p>(役員の解任)</p>	
<p>第27条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。</p>	
<p>(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。            (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。</p>	
<p>(報酬等)</p>	
<p>第28条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。</p>	
<p>(取引の制限)</p>	
<p>第29条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。</p>	
<p>(1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引            (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引            (3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する</p>	

注) 神奈川県知事宛に提出した移行認定申請書に添付した内容

取引

- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。
- 3 前2項の取り扱いについては、第36条に定める理事会規則によるものとする。

第6章 理事会

(構成及び権限)

第30条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

2 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職
- (4) 評議員会で定めるもの以外の規程等の制定、変更及び廃止
- (5) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項の決定

3 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更又は廃止
- (5) 内部管理体制の整備

(招集)

第31条 理事会は、代表理事が招集する。

ただし、法人法第93条第3項又は同法第101条第3項に該当する場合は、この限りではない。

注) 神奈川県知事宛に提出した移行認定申請書に添付した内容

- 2 理事会を招集する者は、理事会の開催日の5日前までに、各理事及び各監事に対して、会議の目的及びその内容並びに日時及び場所を示した書面、又は電磁的方法により通知しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、理事及び監事全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、理事会を開催することができる。

(議長)

第32条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(決議)

第33条 理事会の決議は、議決について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議及び報告の省略)

第34条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときはその限りではない。

2 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会へ報告することを要しない。ただし、第24条第4項に規定する理事の職務の執行状況の報告については、適用しない。

3 前2項に定めるものの他、理事会の決議

注) 神奈川県知事宛に提出した移行認定申請書に添付した内容

<p>及び報告の省略に関する事項は法令の定めるところによる。</p> <p>(議事録)</p> <p>第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。</p> <p>2 議事録署名人は、その理事会に出席した代表理事及び監事とし、議事録に記名押印しなければならない。</p>	
<p>(理事会規則)</p> <p>第36条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において別に定める。</p>	
<p>第7章 定款の変更及び解散 (定款の変更)</p> <p>第37条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。</p> <p>2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条、第5条及び第12条についても適用する。</p>	<p>第6章 職員等 (事務局)</p> <p>第35条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。</p> <p>2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。</p> <p>3 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。</p> <p>4 事務局長その他の職員は、有給とする。</p>
<p>(解散)</p> <p>第38条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功的不能その他法令で定められた事由によって解散する。</p>	<p>(帳簿及び書類の備付け)</p> <p>第36条 理事長は、この法人の事務所に次に掲げる書類及び帳簿を備え付けなければならない。ただし、他の法令により、これらに代わる書類及び帳簿を備えたときは、この限りでない。</p>
<p>(公益認定の取消し等に伴う贈与)</p> <p>第39条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、評議員会の決議</p>	<p>(1) 寄附行為</p> <p>(2) 役員、評議員及び職員の名簿及び履歴書</p> <p>(3) 財産目録</p> <p>(4) 資産台帳及び負債台帳</p> <p>(5) 設立許可書等主務官庁の許可、認可等</p>

注) 神奈川県知事宛に提出した移行認定申請書に添付した内容

<p>を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1か月以内に、横浜市に贈与するものとする。</p>	<p>及び登記に関する書類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(6) 理事会及び評議員会の議事に関する書類</li> <li>(7) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類</li> <li>(8) 処務日誌</li> <li>(9) 官公署との往復書類</li> <li>(10) その他理事会が必要と認めた書類及び帳簿</li> </ul>
<p>(残余財産の帰属)</p> <p>第40条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、横浜市に贈与するものとする。</p>	
<p>第8章 職員等事務局 (設置等)</p>	<p>第7章 寄附行為の変更及び解散 (寄附行為の変更)</p>
<p>第41条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。</p> <p>2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。</p> <p>3 事務局長及び重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。</p> <p>4 事務局長及び職員は、有給とする。</p> <p>5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。</p>	<p>第37条 この寄附行為は、理事会において理事現在数の 4 分の 3 以上の同意を得、かつ主務官庁の認可を得なければ変更することができない。</p> <p>(解散)</p> <p>第38条 この法人は、民法第 68 条第 1 項第 2 号から第 4 号までの規定によるほか、理事会において、理事現在数の 4 分の 3 以上の同意を得、かつ、主務官庁の承認があつたときは解散する。</p> <p>(残余財産の処分)</p>
<p>(帳簿及び書類の備付け)</p> <p>第42条 理事長は、この法人の主たる事務所に、常に次に掲げる書類及び帳簿を備え付けなければならない。ただし、他の法令により、これらに代わる書類及び帳簿を備えたときは、この限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 定款</li> <li>(2) 認定、認可等及び登記に関する書類</li> <li>(3) 評議員会及び理事会の議事に関する書類</li> <li>(4) 評議員の報酬等の支給の基準</li> <li>(5) 役員の報酬等の支給の基準</li> <li>(6) 事業計画書及び収支予算書</li> </ul>	<p>第39条 解散のときに存する残余財産は、横浜市に寄附するものとする。</p>

注) 神奈川県知事宛に提出した移行認定申請書に添付した内容

- (7) 事業報告、収支計算書、正味財産増減計算書及び貸借対照表並びにこれらの附属明細書
- (8) 財産目録
- (9) 監査報告
- (10) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
- (11) その他法令で定める帳簿及び書類
- 2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによるほか、第43条第2項に定める規程によるものとする。

## 第9章 情報公開及び個人情報の保護

### (情報公開)

第43条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容及び財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事長が別に定める。

### (個人情報の保護)

第44条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事長が別に定める。

### (公告の方法)

第45条 この法人の公告は、電子公告の方法により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

注) 神奈川県知事宛に提出した移行認定申請書に添付した内容

## 第10章 補 則

(委任)

第46条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により、理事長が別に定める。

### 附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第7条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の登記の日に就任する評議員は、別紙評議員名簿のとおりとし、この法人の登記の日に就任する理事及び監事は、別紙役員名簿のとおりとする。

別表 基本財産（第6条関係）

財産種別	場所・数量等
投資有価証券	横浜市債 169,996,400円 神奈川県債 30,000,000円
普通預金	3,600円

別紙1 評議員名簿

別紙2 役員名簿

## 第8章 補 則

(委任)

第40条 この寄附行為に定めるもののほか、この法人の運営に關し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

### 附則

- 1 この寄附行為は平成14年4月1日から施行する。
- 2 この寄附行為の施行の日以後、最初に選任される評議員の任期については、第29条第4項の規定にかかわらず平成15年3月31日までとする。

注) 神奈川県知事宛に提出した移行認定申請書に添付した内容

公益財団法人横浜市芸術文化振興財団の最初の理事・監事名簿

役 職	氏 名	現職等	旧役職
理事長（代表理事）	澄川 喜一	彫刻家、元東京藝術大学学長	理事長
専務理事（代表理事）	加藤 種男	(財)アサヒビール芸術文化財団事務局長	専務理事
理事（業務執行理事）	逢坂 恵理子	(財)横浜市芸術文化振興財団 横浜美術館館長	新任
理事（業務執行理事）	藤林 文夫	(財)横浜市芸術文化振興財団 理事	理事
理事（業務執行理事）	濱 陽太郎	(財)横浜市芸術文化振興財団 前事務局長	新任
理事（業務執行理事）	中村 雅之	(財)横浜市芸術文化振興財団 横浜能楽堂副館長	新任
理事（業務執行理事）	西村 雅典	(財)横浜市芸術文化振興財団 協働推進グループ長、経営企画グループ長(兼) YCC副館長(兼)	新任
理事（業務執行理事）	藤崎 信裕	(財)横浜市芸術文化振興財団 横浜みなとみらいホール副館長	新任
理 事	近澤 弘明	株式会社近沢レース店代表取締役社長	新任
理 事	富岡 順一	国際交流基金事業開発戦略室長	新任
理 事	久野 敏子	(財)セゾン文化財団 プログラム・ディレクター	新任
監 事	柴田 悟一	横浜市立大学名誉教授、 横浜商科大学商学部教授	監事
監 事	齋藤 貴司	顧問税理士 ベイ・タックス税理士法人	新任

注) 神奈川県知事宛に提出した移行認定申請書に添付した内容（現職等、旧役職は含まれません）

## 公益財団法人横浜市芸術文化振興財団の最初の評議員名簿

氏 名	現職等	旧役職
壱岐 哲平	NHK横浜放送局長	理事
市村 作知雄	NPO法人アートネットワークジャパン会長	理事
稻村 隆二	(株)神奈川新聞社代表取締役社長	理事
上野 孝	横浜商工会議所相談役、 上野トランステック(株)代表取締役会長 兼CEO	理事
大澤 正之	前横浜商工会議所専務理事	新任
新堀 豊彦	横浜能楽連盟会長	評議員
原範行	(株)ホテル、ニューグランド代表取締役会長、 原地所(株)代表取締役社長	理事
牧内 良平	(株)テレビ神奈川代表取締役会長	理事
川口 良一	横浜市開港150周年・創造都市事業本部長	理事
小堀 卓	前横浜市市民活力推進局長	理事

注) 神奈川県知事宛に提出した移行認定申請書に添付した内容（現職等、旧役職は含まれません）

## (財) 横浜市芸術文化振興財団理事・監事名簿

役 職	氏 名	現 職 等
理 事 長	澄 川 喜 一	彫刻家、元東京藝術大学学長
副理 事 長	佐々木 謙二	横浜商工会議所会頭、日本発条(株)代表取締役会長
専務理 事	加 藤 種 男	(財)アサヒビール芸術文化財団事務局長
理 事	逢 坂 恵理子	(財)横浜市芸術文化振興財団 横浜美術館館長
理 事	藤 林 文 夫	(財)横浜市芸術文化振興財団 理事
理 事	壱 岐 哲 平	NHK横浜放送局長
理 事	市 村 作 知 雄	NPO法人アートネットワークジャパン会長
理 事	伊 藤 惠	ピアニスト、東京藝術大学准教授
理 事	稻 村 隆 二	(株)神奈川新聞社代表取締役社長
理 事	上 野 孝	横浜商工会議所相談役、上野トランステック(株)代表取締役会長兼C E O
理 事	小 沼 純 一	早稲田大学文学学術院教授、音楽文化論
理 事	島 田 京 子	(学)日本女子大学事務局長
理 事	永 井 多 恵 子	前日本放送協会副会長
理 事	原 範 行	(株)ホテル、ニューグランド代表取締役会長、原地所(株)代表取締役社長
理 事	福 原 義 春	(株)資生堂名誉会長、東京都写真美術館長、(社)企業メセナ協議会会长
理 事	牧 内 良 平	(株)テレビ神奈川代表取締役会長
理 事	三 角 哲 生	(学)二階堂学園理事長、元文部事務次官
理 事	川 口 良 一	横浜市開港150周年・創造都市事業本部長
理 事	小 堀 卓	前横浜市市民活力推進局長
監 事	奥 平 ミエ子	(株)ロリエ商会代表取締役会長
監 事	柴 田 悟 一	横浜市立大学名誉教授、横浜商科大学商学部教授

(財) 横浜市芸術文化振興財団評議員名簿

区分	氏名	現職等
評議員	朝倉 蒼生	東京藝術大学音楽学部声楽科教授
評議員	新井 恵美子	ノンフィクション作家
評議員	石丸 恭一	(財) 神奈川芸術文化財団専務理事
評議員	大柴 洋子	(社) 神奈川県芸術舞踊協会会长
評議員	太田 博	演劇・演芸評論家
評議員	金子 穎	(社) 横浜市幼稚園協会会长
評議員	加藤 尚	洋画家、元横浜美術協会会长
評議員	草薙 奈津子	平塚市美術館館長
評議員	久保 浩	フェリス女学院大学音楽学部学部長
評議員	五大路子	俳優、横浜夢座座長
評議員	後藤 ヨシ子	横浜商工会議所副会頭、(株)豊商会代表取締役会長CEO
評議員	新堀 豊彦	横浜能楽連盟会長
評議員	千住 明	作曲家
評議員	田村 幸久	横浜市教育長
評議員	鶴岡 博	横浜ジャズプロムナード実行委員会事務局長
評議員	中村 實	(株) 浜銀総合研究所客員研究員
評議員	成田 憲一	(株) 横浜国際平和会議場専務取締役
評議員	西田 由紀子	よこはま市民メセナ協会会长
評議員	藤井 紀代子	(財) 横浜市男女共同参画推進協会理事長
評議員	藤木 幸夫	藤木企業(株)代表取締役会長
評議員	藤幡 正樹	東京芸術大学大学院映像研究科長
評議員	藤間 恵都子	日本舞踊家、(社)日本舞踊協会参与
評議員	前田 富士男	慶應義塾大学文学部教授
評議員	宮野 力哉	美術エッセイスト
評議員	宮本 直利	前横浜市立小学校校長会会长
評議員	武井 伊織	横浜市市民活力推進局文化振興部長